

第七十七号議案

江戸川区母子福祉生活一時資金貸付条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年九月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区母子福祉生活一時資金貸付条例の一部を改正する条例
江戸川区母子福祉生活一時資金貸付条例（昭和四十年三月江戸川区条例第十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の題名を改める改正に伴い、条例で引用している同法の名称を改める必要があるもので、本案を提出いたします。